

年 月 日

給水申請における誓約事項等確認書

給水装置設置場所 浦添市

浦添市長 殿

このたび、上記場所の給水装置工事申し込みにおいて、浦添市水道事業給水条例第 17 条に規定する給水装置の善良な管理および下記事項を遵守し、貴上下水道部に一切ご迷惑をかけないことを誓約します。また、申請者と水道使用者が異なる場合においては、申請者において水道使用者に対し本事項を十分に説明いたします。

この給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して、一切の権利、義務を必ず継承いたします。

申請者(自筆) 住所
氏名 印

下記の事項について、申請者に十分な説明を行いました。

指定店 住所
氏名 印

主任技術者(自筆) 氏名 印

- メータボックスの付近に車や物を置きません、犬は出入り口やメータボックスから離れた場所につなぎます。もし、検針等に支障がある場合は、自費でメータボックス位置替え工事をいたします。
- メータを亡失または損傷した場合は、その損害額を弁償致します。
- 緊急やむを得ない場合の給水制限・断水等により、水が濁って損害が生じても、貴上下水道部に対して損害を請求しません。
- 将来給水装置の老朽化による赤水、出水不良が生じた場合は、自費で配管替えを行います。
- 給水装置の維持管理および漏水事故等が生じた場合は、私が責任をもって対処いたします。
- 受水槽以下の装置についても、私が責任をもって管理いたします。
- 浦添市が保証する最小動水圧は、配水管から給水管に分岐する箇所 0.15MPa であり、給水装置全体の所要水頭が 0.15MPa を超える場合、当該装置の水圧低下、出水不良となる恐れがあることを理解し、そのような現象が起きても貴上下水道部に対し異議申し立てをせず、紛議及び維持管理の不具合を生じても当方において責任をもって対処します。
- 3 階以上の直結給水の場合
3 階直結直圧給水には 0.25MPa 以上の安定した最小動水圧力が必要であり、3 階建てからは貯水槽での給水方式を採用するよう説明・指導がありました。3 階直結給水方式を採用した場合において、給水装置の水圧低下及び出水不良になりましても貴上下水道部に対し異議申し立てをせず、維持管理の不具合を生じても当方において責任をもって対処します。その場合、問題解決のための改良工事が必要なときには、貴上下水道部の指示に従い自費をもって実施します。
- 他者所有の給水装置から分岐する場合
他者所有の給水装置から分岐するにあたって、下記の分岐元給水装置の所有者から承諾をうけ、署名をもらいました。尚、本承諾に関し生じた紛争は、全て当事者間で解決します。

分岐承諾者(水道番号 _____)

住所
氏名 印

- 所有者不明管から分岐する場合
所有者不明管から分岐したことにより生じた諸問題について、私が責任をもって対処いたします。
- 給水装置野外露出部分に耐衝撃性硬化塩化ビニール管を使用する場合
耐衝撃性硬質塩化ビニール管 (HIVP) は、長期間直射日光に当たると、年月の経過とともに耐衝撃強度が幾分低下する為、使用については、埋設や屋内部分を原則とされていることを理解し、当該材質の管種を使用する場合において、維持管理の不具合が生じた場合は私が責任をもって対処します。
- 直結給水を行うことについて
非常災害、水道施設の損傷、水道施設工事、漏水等緊急時の断水又は給水制限等の際に、異議申し立ていたしません。また、前記断水又は給水制限等に伴い、損害等が発生した際にも、市へ損害等の請求はいたしません
- 給水装置の浄水器又は活水器等(以下「浄水器等」という。)を設置する場合
浦添市上下水道部の水質責任範囲は「浄水器等の上流まで」とし、浄水器等以降は申請者(所有者)の責任で管理します。
浦添市水道事業給水条例第 17 条「水道使用者等の管理上の責任」の規定に基づき、浄水器等の使用について適正な管理を行います。
集合住宅等、申請者(所有者)以外の使用者がいる場合は、浄水器等の使用状況および管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておきます。
浄水器等に起因して問題が生じた場合は、申請者(所有者)が責任をもって解決します。